

8月の相談



静岡県産産物マスコットキャラクター

*市民相談センターは、市役所棟原庁舎北側の就業改善センター2階にあります。

8月の相談日です。日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っ... や疑問に感じていることはありませんか。そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介し... 秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようとせず、まずは相談してみたいはかがですか。

法律相談(先着8人)

期日 8月3日(日)・17日(日)
時間 10:00~12:00
13:00~15:00
会場 市民相談センター
予約 8:30~
当日電話予約のみ

市民相談センター ☎030088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。

期日 月曜日~金曜日
時間 9:00~16:00
会場 市民相談センター

市民相談センター ☎030088

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。

期日 月曜日~金曜日
時間 9:00~16:00
会場 市民相談センター

市民相談センター ☎030088

出張がんよろず相談

医師や看護師などが、がん治療や治療費用などの相談に応じます。

期日 8月23日(日)
時間 13:00~16:00
会場 さざんか2階会議室1~3
予約 8月1日(日)~12日(金) (土日除く) *先着5組まで。

予約専用ダイヤル ☎055(989)5392

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日~金曜日
時間 9:00~17:00

相談ダイヤル ☎054(646)6055

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士と民生委員が対応します。

期日 8月10日(日)・24日(日)・31日(日)
時間 9:00~11:30
会場 市民相談センター

市民相談センター ☎030088

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 8月3日(日)・17日(日)
時間 10:00~12:00
会場 市民相談センター

市民相談センター ☎030088

税の無料相談

税務・会計など税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要となります。

期日 8月17日(日)
時間 13:30~15:30
会場 市民相談センター

東海税理士会島田支部 ☎0547@6575

介護相談

高齢者の介護では、一緒に暮らす家族や周りの人の負担も大きく、さまざまな問題や悩みが生じることもあります。

「足腰が弱くなりお風呂に入れなくなった」「最近もの忘れが気になる」など、気になることがあれば独りで抱え込まず、一度相談してみませんか。

市では、介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。

期日 月曜日~金曜日
*祝日を除く
時間 9:00~17:00
(水曜日は19時まで)
会場 棟原庁舎2階相談室
相良保健センター
高齢者福祉課 ☎030076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 8月19日(日)
時間 13:30~16:00
会場 棟原庁舎2階相談室
包括支援センターオーリーブ ☎038822



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

募集

文芸まきのほら第11号 作品を募集しています
募集作品 創作、随筆、郷土研究、紀行文、詩、俳句、短歌ほか
*規定枚数あり。社会教育課や棟原文化センター、市史資料館、相良公民館にある「文芸まきのほら原稿用紙」(4600字詰20x23)を使用すること。

募集

子育て援助ができる「任せて会員」を募集します
対象 市内在住、在勤、在学の中高生以上の人
*市内在住、在勤、在学の人または在籍したことのある人
申込方法 社会教育課(相良庁舎3階)、棟原文化センターの窓口へ直接提出または郵送(当日消印有効)する

募集

あなたが主役、第42回 中央公民館まつり開催
展示への出品、舞台発表への出演者を募集します。
開催日 8月21日(日)
会場 相良公民館

募集

ロコモチャレンジ教室
運動器具を使ったやさしい筋力トレーニングです。
日時 6月16日(日) (毎週木曜日)
午前10時~午前11時15分
会場 相良B&G海洋センター

募集

放送大学「平成28年度10月生」を募集
大学では心理学や福祉、経済、歴史、文学、自然科学など幅広い分野を学べます。
出願期間 第1回 8月31日
第2回 9月20日(日)まで

お知らせ

児童扶養手当の受給者は現況届をお忘れなく
児童扶養手当(ひとり親家庭などに支給される手当)の受給者は、毎年8月に現況届を提出することが義務付けられています。
この届出は、引き続き手当を受けることができるかを決定する大切なものです。